

Deloitte.

税金と税関 ニュースレター

2023年5月発売



MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
Since 1845

今月号のハイライト:

法人所得税

- 税関申告なしで国内企業から商品を購入する費用
- 会社に勤務する従業員の未取得休暇日数を支払うための費用
- 裾野産業奨励証のHSコードからHSコードを変更すると、裾野産業製品に関連するCIT優遇措置の対象外となります
- 電子取引伝票

労働

- 法定賃金は、2023年7月1日から月額180万ドンに引き上げられました
- 女性社員は、定期健康診断の際に産婦人科検診を受診すること

外国契約者の源泉徴収税

- 申告の税調整による過払い外国請負業者源泉徴収税は、次の支払いのために還付または相殺の要求を提出できます
- ベトナムから調達した商品の供給に課せられる外国請負業者の源泉徴収税
- 仲介者を通じて外国のサプライヤーに支払いを行う際の外国契約者の源泉徴収税を申告する責任
- 外国契約者源泉徴収税確定の実施
- 海外における国際通信伝送路のリースサービス

間接税

- リスクの高い申請の場合の輸出品およびサービスのVAT還付

個人所得税

- IDコードによるオンライン納税申告のガイドライン
- 個人所得税源泉徴収の対象となる従業員への贈与の種類

イミグレーション

- APECビジネストラベルカードの付与に関する新しい規制

貿易と税関

- 国内企業が輸出加工企業に販売した輸入品は、輸入関税の還付を受ける権利があります
- 原材料、消耗品、完成品の保管のために輸出加工企業による外部倉庫の賃貸に関する要件
- 2023年5月1日より、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)に基づく中国の新しいC/Oフォームが適用されます
- 加工のために海外に送られた製品および半製品は、返金なしで輸入関税の対象となります
- 輸出入品の原産地決定に関する通達草案の策定

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 ガイダンス裁定

税関申告なしで国内企業から商品を購入する費用

輸出加工企業(EPE)が通関手続きを行わずに国内企業から商品を購入し、国内企業がVAT率8%または10%のVAT請求書を発行する場合:

- 2018年4月20日付通達第39/2018/TT-BTC号第1条第50条に規定された通関手続きの対象となる場合、経費は、規則で規定されている正当な請求書および書類を所持しているという条件を満たしていないため、控除対象外として扱われる可能性があります。
- 通関手続きが義務付けられていない場合:公式書簡には税関申告の必要性が具体的に言及しておらず、代わりに経費控除の一般条件を再記載してください。

(2023年4月21日付税務総局発行のOfficial Letter No. 1454/TCT-CS)

会社に勤務する従業員の未取得休暇日数を支払うための費用

労働法および指導文書に従って、現在会社で働いている従業員への未取得の休暇日数の支払いは、次の場合に法人所得税(「CIT」)の目的で損金算入可能な費用として扱われるものとします。

- 一般的な控除条件が満たされている
- 非控除費用のリストには含まれず、関連するCIT規制(通達第96/2015/TT-BTC号、通達第25/2018/TT-BTC号など)に指定されています。

(2023年4月19日付バクニン省発行書簡第1292号/CTBNI-TTHT)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人所得税 ガイダンス裁定

裾野産業奨励証のHSコードからHSコードを変更すると、裾野産業製品に関連するCIT優遇措置の対象外となります

2017年6月27日付通達第65/2017/TT-BTC号に規定されたベトナムの輸出入HSコードを変更する2022年6月8日付通達第31/2022/TT-BTC号付録Iに規定されたベトナムの輸出入商品のリスト(SIインセンティブ証明書付与済み)およびベトナムの輸出入商品のリストを、企業が裾野産業(SI)製品を生産する投資プロジェクトのCITインセンティブ(SIインセンティブ証明書付与済み)を享受する場合、以前に発行されたHSコードは、商工省(MOIT)が発行した証明書に記載されているHSコードと一致しなくなりました。

- このような商品からの収入は、SI商品に対するCITインセンティブの対象にはなりません。
- CITインセンティブの継続には、MOITによるSIインセンティブ証明書の更新が必要です。

(2023年4月25日付バクザン省税務局発行の Official Letter No. 2728/CTBGI-THT)

電子取引伝票

税務管理に関する法律は、購入または販売時の会社の電子契約の採用には適用されません。電子契約は、電子取引に関する法律第51/2005/QH11号の規定に従うものとします。

税務行政手続により、納税者に経済契約書またはその他の関連文書の提出を求める場合、電子契約は、通達第19/2021/TT-BTC号第6条第3項のガイダンスに従って紙に変換されるものとします。

(2023年4月27日付、ビンズン省税務局発行の Official Letter No. 7829/CTBDU-TTHT)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税 ガイダンス裁定

リスクの高い申請の場合の輸出品およびサービスのVAT還付

税務当局は、通達第80/2021/TT-BTC号第33条、第34条、第35条に基づき納税者から提出された税金還付申請書類の受領、分類、処理に責任を負います。

その過程で、還付手続き上、高リスクに分類される場合は、VAT還付前に審査が行われます。

(2023年4月25日付税務総局発行のOfficial Letter No. 1492/TCT-KK)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

労働 新しい規制



法定賃金は、2023年7月1日から月額180万ドンに引き上げられました

この政令は、2023年7月1日から法定賃金率を月額180万ドンに正式に引き上げます。

- i. 公務員、公務員、公務員、国家機関の契約社員、ユニットに関する給与、手当レベル、およびその他の制度の実行。
- ii. 運営費、法律で定められた生活費。
- iii. 法定賃金率に基づく拠出金と福利厚生。

(公務員、軍人の法定賃金率に関する2023年5月14日付政令第24/2023/ND-CP号)

女性社員は、定期健康診断の際に産婦人科検診を受診すること

本回覧は、本回覧とともに公布された附属書3aにより、回覧第14/2013/TT-BYT号の附属書3の定期健康診断記録の様式及び定期健康診断の内容を改正するものです。

また、本回覧は、女性従業員が定期健康診断を受診する際に、産婦人科検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、子宮付属器超音波検査などの産婦人科検診を受診しなければならない規定を補足するものです(本回覧とともに公布された別紙3b)。

本回覧は、2023年6月20日から施行されます。

(2023年5月5日付保健省通達第09/2023/TT-BYT号、健康診断に関するガイダンスの提供に関する保健大臣通達第14/2013/TT-BYT号の一部条項の改正)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

個人所得税 ガイダンス裁定

IDコードによるオンライン納税申告のガイドライン

2023年5月10日から、税務署はIDコード(税の種類と手数料ごとに一意)を発行し、企業や個人がIDコードに従ってオンラインで申告、税金、手数料を支払うことができます。

IDコードは、オンライン納税申告書の受理通知で企業や個人に通知されます。納税通知書または税務総局のウェブサイト上の通知書

企業および個人は、IDコードを使用して次のことを行うことができます。納税義務の処理状況を調べる。税務総局のホームページで税金の申告と支払い、納税情報の確認と調整を行います。実施方法は、公式書簡の付録02の指示に従います。

(2023年4月24日付税務総局のOfficial Letter No. 1483/TCT-KK on the implementation of tax collection and payment according to the payable identifier (ID))

個人所得税源泉徴収の対象となる従業員への贈与の種類

労働契約終了後に会社が従業員に贈答品を贈与する場合、その贈答品が通達第111/2013/TT-BTC号第2条第10項に規定された贈答品(有価証券、出資、不動産、所有権登録の対象となる不動産を含む)の形でない場合、個人所得税(「PIT」)を源泉徴収する必要はありません。それ以外の場合、これらの贈答品は、1,000万ドンを超える贈答品の金額の10%でPIT源泉徴収の対象となります。

(2023年5月15日付ハノイ税務局公式書簡第33037号/CTHN-TTHT)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

イミグレーション 新しい規制

APECビジネストラベルカードの付与に関する新しい規制

この決定は、APECビジネス・トラベル・カード(ABTC)の発行に関する新たな規制を公布するもので、ABTCを付与された適格な事業体。ベトナム企業のためのABTCの発行と管理に関する手続き、権限。個人情報の審査、ABTCを利用した外国企業のための一時的な留証明書の発行ABTCの使用と管理における機関、組織、企業、および個人の責任。

ABTCは、APEC参加国の所轄官庁が、他の参加国・地域から参入承認を受けた後、その起業家に発行するカードです。ABTCには、物理カードと仮想カードの2つの形式があります。物理ABTCと仮想ABTCの法的有効性は同じです。

ABTC保有者は、ビジネス協力、貿易、投資、サービス活動に従事したり、会議、セミナー、その他のビジネス目的に参加したりするために、ABTCに書かれた参加国への移民、一時滞在を優先的に許可されます。

ABTCの発行条件は、第8条、第9条に規定されています。その際、ABTCを申請する事業者は、出入国法第36条に規定する一時的な出国停止に該当してはならないことに注意する必要があります。

ベトナム人起業家に発行されたABTCの有効期間は5年であり、更新することはできません(本決定第14条第1項b、c、d、ddに規定されている場合を除きます)。

この決定は、2023年7月10日から発効します。

(2023年4月12日付内閣総理大臣決定第09/2023/QĐ-TTg号、APECビジネストラベルカードの手続き、発行権限、管理に関する)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

申告の税調整による過払い外国請負業者源泉徴収税は、次の支払いのために還付または相殺の要求を提出できます

企業が外国請負業者源泉徴収税(FCWT)を国家予算に申告して支払い、その納税申告書を修正してFCWTの過払い額が発生した場合、将来のFCWTの責任に対する相殺または還付の要求は、法律第38/2019/QH14号第60条および通達第80/2021/TT-BTC号第25条に準拠します。

(2023年4月12日付オフィシャルレター
No.4358/CTTPHCM-TTHT、ホーチミン市税務
局発行)

ベトナムから調達した商品の供給に課せられる外国請負業者の源泉徴収税

ベトナム企業が外国企業に商品を販売し、海外で指定された第三者に商品を配送し、通達第103/2014/TT-BTC号第1条に規定されている場合、FCWTの責任は発生しません。

(2023年4月20日付Official Letter No.
24873/CTHN-TTHT、ハノイ税務局発行)

仲介者を通じて外国のサプライヤーに支払いを行う際の外国契約者の源泉徴収税を申告する責任

商品およびサービスの供給者が外国企業であり、FCWTみなし方法の対象となる場合、ベトナム企業は、仲介者を通じて支払いを行う前に、外国の供給者に代わって源泉徴収、申告、および税金(ある場合)を支払う責任があります。

(2023年4月27日付Official Letter No.
7881/CTBDU-TTHT、ビンズン省税務局発行)

外国契約者源泉徴収税確定の実施

ベトナム企業と外国企業が契約を締結し、ベトナム企業が外国企業に代わってFCWTを申告し、支払う責任がある場合、

- FCWTの確定:会社は、契約終了時に各契約のFCWT確定申告書を提出します。
- FCWT確定申告書(2021年9月29日付通達第80/2021/TT-BTC号で発行されたForm 02/NTNN)における解約日と課税期間終了の決定:ベトナム企業は、契約に関連する適用法(ベトナム法、外国法、国際条約、商慣習)の規定に基づいて解約日を決定します。終了日は、FCWT確定申告書の課税期間終了日でもあります。

(2023年5月4日付Official Letter No.
2225/CTHPH-TTHT、ハイフォン税務局発行)

海外における国際通信伝送路のリースサービス

外国企業がベトナム国外で業務を行っているベトナム企業に対して、国際電気通信回線(香港から韓国)のリースサービスを提供する場合、2014年8月6日付通達第103/2014/TT-BTC号第2条第4項に規定されている派生所得はFCWTの対象にはなりません。

(2023年5月12日付Official Letter No.
32469/CTBNI-TTHT、ハノイ税務局発行)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易と税関

ガイダンス裁定

注目すべきニュース

国内企業が輸出加工企業に販売した輸入品は、輸入関税の還付を受ける権利があります

国内企業(FDIではない)が海外から商品を輸入してEPEに販売する場合、税関申告モードA11が適用され、輸入関税とVATを支払う必要があります。

商品がEPEに輸出され、EPE内で独占的に使用された後、以下の条件が満たされた場合、国内企業は支払われた税金の還付を受ける権利があります。

- 輸出された商品は使用または処理されていません。
- 再輸出手続きは、元の輸入者または元の輸入者から認可/委託された事業体によって実行されます。輸出申告モードはB13とします。

(税関総局発行の2023年4月12日付Official Letter No. 1684/TCHQ-TXNK)

輸出入品の原産地決定に関する通達草案の策定

- 輸出入品の原産地決定に関する通達の草案は、現在最終決定中であり、注目すべき内容は以下のとおりです。
- 輸出入貨物の原産地事前決定の詳細な手続き。
- 輸出申告書の原産地申告、原産地証明の提出、輸出貨物の原産地検査・決定手続きに関する詳細な規定
- 輸入申告書の原産地申告、輸入品の原産地証明の提出期限、原産地証明の拒絶の場合、原産地検査・確認手続、原産地証明と税関申告書のHSコードに相違が見つかった場合の取扱方法などについて詳細に規定しています。

本通達案は、本通達が発行されれば、通達38/2018/TT-BTC及び関連通達に代わるものであり、多くの促進条項により、経済界の輸出入活動をさらに支援することが期待されます。

財務省は、2023年第2四半期中に制定される予定の通達草案を最終決定しているところです。

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 ガイダンス裁定

原材料、消耗品、完成品の保管のために輸出加工企業による外部倉庫の賃貸に関する要件

税関総局によると、賃貸外部倉庫の以下の条件が満たされている場合、EPEの商品を分離するためのパーティションは強制されません。

- 倉庫と外を隔てる硬い柵があります。
- 倉庫には EPE の商品のみが保管されます。
- EPEの保管品は個別に管理され、税関検査および監督の条件を満たす監視カメラシステムの継続的な監視(24/24)の下で行われます。

それにもかかわらず、倉庫管理主体は、倉庫内および倉庫外への入出庫時に、各EPEの商品の管理ポリシーを確立する必要があります。

(税関総局発行2023年4月24日付Official Letter No. 1964/TCHQ-GSQL)

2023年5月1日より、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)に基づく中国の新しいC/Oフォームが適用されます

2023年5月1日より、中国が発行した東アジア地域包括的経済連携(RCEP)に基づく新しいC/Oフォームが使用される。

なお、RCEPのC/O書の発行権限を与えられた職員の署名リストについては、中国がC/O検証の発行機関のポータルで既に公表しているため、ASEAN事務局のウェブサイトには掲載されません。

(税関総局発行の2023年5月5日付Official Letter No. 2114/TCHQ-TXNK)

加工のために海外に送られた製品および半製品は、返金なしで輸入関税の対象となります

税関総局によると、輸出製造用の輸入原材料および輸入材料から製造された半製品が加工のために海外に送られた場合、輸出税が免除されます。

加工後の海外からの再輸入品は輸入税がかかります。課税価格は、以前に輸出された原材料、消耗品、および処理用のコンポーネントの価値を差し引いた後に残った製品の価値とする。

輸入された加工品がベトナムでさらに加工され、海外輸出される場合、輸入関税の還付は認められません。

(税関総局発行の2023年5月4日付Official Letter No. 2093/TCHQ-TXNK)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

📞 お問い合わせ



トーマス・マクレランド
国税リーダー
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



ブイ・ゴック・トゥアン
税理士法人
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



ブイ・トゥアン・ミン
税理士法人
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



ファン・ヴァー・ホアン
税理士法人
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



ディン・マイ・ハン
税理士法人
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



ヴォー・ヒエップ・ヴァン・アン
税理士法人
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



ヴァー・トゥ・ガー
税理士法人
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



タット・ホン・クアン
税理士法人
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com



ボブ・フレッチャー
貿易・税関局長
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

ハノイ事務所

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

ホーチミン市事務所

18th Floor, Times Square
Building, 57-69F Dong Khoi
Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

デロイトとは、デロイト トウシュートマツリミテッド(以下「DTTL」)、そのメンバーファームのグローバルネットワーク、およびそれらの関連事業体(以下、総称して「デロイト組織」といいます)を指します。DTTL(以下「デロイト グローバル」といいます)およびその各メンバーファームおよび関連事業体は、法的に別個の独立した事業体であり、第三者に関して互いに義務を負わせたり、拘束したりすることはできません。DTTLおよび各DTTLメンバーファームおよび関連団体は、互いの作為および不作為についてのみ責任を負い、相互の作為および不作為に対しては責任を負いません。DTTLはクライアントにサービスを提供しません。詳しくは www.deloitte.com/about をご覧ください。

Deloitte Asia Pacific Limitedは、DTTLのメンバーファームである保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドとその関連会社は、それぞれが独立した法人であり、オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京など、この地域の100以上の都市でサービスを提供しています。

デロイトベトナムについて

ベトナムでは、サービスは独立した独立した法人によって提供されており、各法人はデロイト ベトナムと呼ばれる、またはデロイト ベトナムと呼ばれる場合があります。

このコミュニケーションには一般的な情報のみが含まれており、DTTL、メンバーファームのグローバルネットワーク、またはその関連団体は、このコミュニケーションによって専門的なアドバイスやサービスを提供するものではありません。財務やビジネスに影響を与える可能性のある決定を下したり、行動を起こしたりする前に、資格のある専門アドバイザーに相談する必要があります。

本通信の情報の正確性または完全性について、明示または黙示を問わず、いかなる表明、保証、または約束も行われず、DTTL、そのメンバー企業、関連事業体、従業員または代理人のいずれも、この通信に依拠する人物に関連して直接的または間接的に生じるいかなる損失または損害に対しても責任を負わないものとします。



Contact Us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Tat Hong Quan
Tax Partner
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com



Vu Thu Ha
Tax Partner
+84 24 710 50024
hatvu@deloitte.com



Dang Mai Kim Ngan
Tax Partner
+84 28 710 14351
ngandang@deloitte.com



Bob Fletcher
Director, Trade and Customs
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square
Building, 57-69F Dong Khoi
Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.